

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

- 「第十二次五ヶ年計画」において、6 つの措置を講じ、省エネ排出削減を促進する..... 5
- 「製品品質国家監督抜打検査管理弁法」、「特殊設備作業員監督管理弁法」がパブリックコメントを募集する..... 6
- 台湾輸出入貨物は関税の減免を受ける..... 6
- 日本国籍保有者の給与報酬所得について中国で個人所得税を納付することの若干事項... 6

一、相关新法令、新政策

● 外国企业常驻代表机构登记管理条例

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 584 号

【发布日期】2010-11-19

【实施日期】2011-03-01

【提 示】外国企业常驻代表机构（以下简称“代表机构”）设立、变更、终止，应当依照该条例规定办理登记。根据该条例：

- 代表机构应当于每年 03 月 01 日至 06 月 30 日向登记机关提交年度报告（包括外国企业的合法存续情况、代表机构的业务活动开展情况及其经会计师事务所审计的费用收支情况等相关情况）。
- 代表机构应当依法设置会计账簿，真实记载外国企业经费拨付和代表机构费用收支情况，并置于代表机构驻在场所。
- 外国企业应当委派 1 名首席代表；外国企业可以根据业务需要，委派 1 至 3 名代表。外国企业委派的首席代表、代表以及代表机构的工作人员应当遵守法律、行政法规关于出入境、居留、就业、纳税、外汇登记等规定。
- 代表机构不得从事营利性活动。代表机构可以从事与外国企业业务有关的下列活动（根据有关规定，从事下述活动若须经批准的，还应当取得批准）：
 - a) 与外国企业产品或者服务有关的市场调查、展示、宣传活动；
 - b) 与外国企业产品销售、服务提供、境内采购、境内投资有关的联络活动。
- 原《关于外国企业常驻代表机构登记管理办法》（1983 年 03 月 15 日发布）自 2011 年 03 月 01 日起废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2010-11/25/content_1753484.htm

一、関連する新法令、新政策

● 外国企業常駐代表機構登記管理条例

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 584 号

【発 布 日】2010-11-19

【施 行 日】2011-03-01

【コメント】外国企業常駐代表機構（以下「駐在員事務所」という）の設立、変更、終了においては、本条例の規定に照らし登記手続きを行わなければならない。本条例によると以下のとおりである。

- 駐在員事務所は、毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに登記機関に年度報告を提出しなければならない（外国企業の適法な存続状況、駐在員事務所の業務活動実施状況及び会計事務所の監査を通過した費用収支状況等の関係状況を含む）。
- 駐在員事務所は、法に照らし会計帳簿を設置し、外国企業の経費支出及び駐在員事務所費用収支状況を真実に記載し、且つ駐在員事務所の場所に設置しなければならない。
- 外国企業は首席代表を 1 名任命しなければならない。外国企業は業務上の必要に応じて、代表を 1 名から 3 名任命することができる。外国企業が任命する首席代表、代表及び駐在員事務所の職員は、法律、行政法规の出入国、滞在、就業、納税、外貨登記等についての規定を遵守しなければならない。
- 駐在員事務所は、営利性活動に従事してはならない。駐在員事務所は、外国企業の業務に関する次の活動を取扱うことができる（関係規定に基づき、次の活動を取扱うには許可を受けなければならない場合、さらにその許可を取得しなければならない）。
 - a) 外国企業の製品又は役務に関する市場調査、展示、宣伝活動。
 - b) 外国企業の製品の販売、役務の提供、国内調達、国内投資に係る連絡業務。
- 原「外国企業常駐代表機構登記管理弁法」（1983 年 3 月 15 日公布）は、2011 年 3 月 1 日から廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2010-11/25/content_1753484.htm

● 关于工会经费企业所得税税前扣除凭据问题的公告

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2010 年第 24 号
 【发布日期】2010-11-09
 【提 示】根据该公告：自 2010 年 07 月 01 日起，企业拨缴的职工工会经费，不超过工资薪金总额 2% 的部分，凭工会组织开具的《工会经费收入专用收据》在企业所得税税前扣除。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9974366.html>

● 労働組合経費企業所得税税引前控除証憑問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2010 年第 24 号
 【発 布 日】2010-11-09
 【コメント】本公告によると、2010 年 7 月 1 日から、企業が納付する従業員の労働組合経費は、給与総額の 2% を超えない部分については、労働組合組織が発行する「労働組合経費収入専用受領証」により、企業所得税の税引前控除を行う。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9974366.html>

● 关于加快推进交通电子口岸建设的指导意见

【发布单位】交通运输部
 【发布文号】交水发〔2010〕670 号
 【发布日期】2010-11-15
 【提 示】该意见要求：建设交通电子口岸，加强道路运输、港口、航运、航道、海事和船检等部门之间的信息资源整合，在互联互通的基础上实现信息共享。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugonggaof/jiaotongbu/shuiluyunshu/201011/t20101125_870526.html

● 交通電子検問所建設を加速することについての指導意見

【発布機関】交通運輸部
 【発布番号】交水発〔2010〕670 号
 【発 布 日】2010-11-15
 【コメント】本意見では、交通電子検問所を建設し、道路輸送、港湾、水上運輸、航路、海事及び船舶検査等の部門間の情報資源の見直しを強化し、インターネットによるネットワーク化をベースに情報を共有するよう求めている。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugonggaof/jiaotongbu/shuiluyunshu/201011/t20101125_870526.html

● 关于废止或宣布失效 207 件规范性文件的公告

【发布单位】中国人民银行、中国银行业监督管理委员会
 【发布文号】中国人民银行、中国银行业监督管理委员会公告〔2010〕第 15 号
 【发布日期】2010-10-26
 【提 示】该公告废止规范性文件 131 件，宣布失效 76 件。其中包括：

规范性文件	发布文号
关于施行《中华人民共和国票据法》有关问题的通知	银传〔1995〕98 号
关于加强信用证管理的通知	银发〔1999〕135 号
关于商业银行开办委托贷款业务有关问题的通知	银办发〔2000〕100 号

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20101123C7A6878B0B16B2BBFF0BAD00257BA700>

● 廃止し又は失効を宣告する 207 件の規範性文書についての公告

【発布機関】中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会
 【発布番号】中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会公告〔2010〕第 15 号
 【発 布 日】2010-10-26
 【コメント】本公告では、規範性文書 131 件を廃止し、76 件の失効を宣告している。その中には以下のものが含まれる。

規範性文書	発布番号
「中華人民共和國手形法」施行の關係事項についての通知	銀伝〔1995〕98 号
信用証管理を強化することについての通知	銀 発〔1999〕135 号
商業銀行が委託貸付業務を開始することについての通知	銀 弁 發〔2000〕100 号

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20101123C7A6878B0B16B2BBFF0BAD00257BA700>

● 关于进一步改进外商投资审批工作的通知（江苏）

【发布单位】江苏省商务厅

【发布文号】苏商资〔2010〕906号

【发布日期】2010-09-15

【提示】根据该通知：

- 南通经济技术开发区、苏州工业园区、昆山经济技术开发区、南京经济技术开发区、扬州经济技术开发区、镇江经济技术开发区、连云港经济技术开发区、徐州经济技术开发区等8家国家级经济技术开发区的外商投资审批权限按《[商务部关于下放外商投资审批权限有关问题的通知](#)》（商资发〔2010〕209号）执行。
- 新增的张家港保税港区、无锡高新技术产业开发区、常州高新技术产业开发区、苏州高新技术产业开发区、泰州医药高新技术产业开发区等5家国家级开发区，江苏省商务厅权限内的外资项目实行“网上审批异地出证”。外资项目“网上审批异地出证”的适用范围、审批要求、工作程序、法律责任等具体工作要求按照《[关于新增部分地区实行外资项目网上审批的通知](#)》（苏外经贸资〔2008〕475号）执行。
- 另外，该通知还提及外商投资制造业企业增加商业领域（含分销）经营范围、以并购方式设立外商投资企业、取消“无专门规定要求的外商投资企业设立境内分公司审批、外商投资企业进口作为出资的设备清单审批、外商投资企业名称变更审批、外商投资企业投资者名称变更审批、外商投资企业法定地址变更审批”等的商务审批工作事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.czhboftec.gov.cn/upfile/Eupfile/UploadFile/201091715374243.doc>

● 浙江省行政审批服务管理办法（浙江）

【发布单位】浙江省人民政府办公厅

【发布文号】浙政办发〔2010〕138号

【发布日期】2010-10-29

【实施日期】2010-10-29

● 外商投资审查许可作业を一層改善することについての通知（江苏）

【発布機関】江蘇省商務庁

【発布番号】蘇商資〔2010〕906号

【発布日】2010-09-15

【コメント】本通知によると以下のとおりである。

- 南通経済技術開発区、蘇州工業園区、昆山経済技術開発区、南京経済技術開発区、揚州経済技術開発区、鎮江経済技術開発区、連雲港経済技術開発区、徐州経済技術開発区といった8つの国家級経済技術開発区の外商投資審査許可権限を「[外商投資審査許可権限を委譲することについての商務部による通知](#)」（商資発〔2010〕209号）に基づき取扱う。
- 新たに追加した張家港保税港区、無錫ハイテク産業開発区、常州ハイテク産業開発区、蘇州ハイテク産業開発区、泰州医薬ハイテク産業開発区の5つの国家級開発区、江蘇省商務庁の権限内の外資プロジェクトには、「オンライン審査許可異地証書交付」を実施する。外資プロジェクトの「オンライン審査許可異地証書交付」の適用範囲、審査許可要求、作業手順、法的責任等の具体的な作業要求は、「[外資プロジェクトオンライン審査許可を実施する一部地区を新たに追加することについての通知](#)」（蘇外経貿資〔2008〕475号）に基づき取扱う。
- なお、本通知では、さらに外商投資製造業企業が商業分野（内販を含む）の経営範囲を追加すること、買収合併により外商投資企業を設立すること、「個別の規定で要求されない外商投資企業が国内分公司を設立する審査許可、外商投資企業が出資分として輸入する設備リストの審査許可、外商投資企業の名称変更の審査許可、外商投資企業投資者名称変更の審査許可、外商投資企業の法定住所変更の審査許可」を取消すこと等の商務審査許可作業事項についても言及している。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.czhboftec.gov.cn/upfile/Eupfile/UploadFile/201091715374243.doc>

● 浙江省行政审查許可サービス管理弁法（浙江）

【発布機関】浙江省人民政府弁公庁

【発布番号】浙政弁発〔2010〕138号

【発布日】2010-10-29

【施行日】2010-10-29

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node369/userobject9ai120241.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● “十二五”将采取六措施促进节能减排

国家发展和改革委员会官员日前透露，“十二五”期间（2011-2015 年），中国将把“大幅度降低能源消耗强度、二氧化碳排放强度和主要污染物的排放总量”作为重要的约束性指标，并将采取六措施促进节能减排，具体包括：

加快结构调整	▪ 实行固定资产投资项目节能评估审查和环境影响评估审查。 ▪ 淘汰落后产能，严控“两高”行业盲目扩张，加快发展服务业，拓宽新领域。 ▪ 发展节能环保新能源、新材料和新能源汽车等战略性新兴产业，调整能源的消费结构，增加非化石能源的比重。
加大技术推广力度	▪ 支持先进节能技术产业化、节能技术改造、节能产品惠民工程，城镇污水垃圾处理配套设施建设，烟气脱硫脱硝、清洁生产、重金属污染治理等重点工程建设。 ▪ 推广合同能源管理、特许经营等新机制。
完善政策机制	▪ 理顺煤、电、油、气、水、矿产等资源类产品价格关系，严格落实差别电价、惩罚性电价和脱硫电价。 ▪ 全面改革资源税，研究开征环境税，建立生态补偿机制，逐步建立碳排放交易市场，更多地采用鼓励性的经济政策。
引导绿色消费	▪ 倡导减少使用塑料袋等一次性产品，抵制过度包装。 ▪ 鼓励使用节能节水的认证产品、环境标志产品和再生利用产品。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node360/node369/userobject9ai120241.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「第十二次五ヶ年計画」において、6 つの措置を講じ、省エネ排出削減を促進する

国家发展和改革委员会の職員が先頃明かした情報によると、「第十二次五ヶ年計画」実施期間（2011-2015 年）において、中国は「エネルギー消費量、二酸化炭素排出及び主要汚染物の排出の合計量を大幅に引下げること重要な拘束の指数とし、且つ 6 つの措置を講じて省エネ排出量削減を促進し、具体的には以下の内容が含まれる。

構造調整を加速する	▪ 固定資産投資プロジェクト省エネ評価審査及び環境影響評価審査を実施する。 ▪ 立ち遅れた生産能力を淘汰させ、「消費量、排出量がともに高い」業種の盲目的拡張を厳格に制御し、サービス業の発展を加速させ、新しい分野を開拓する。 ▪ 省エネ環境保全新エネルギー、新素材及び新エネルギー自動車等の戦略的新興産業を発展させ、エネルギーの消費構造を調整し、非化石エネルギーの比重を増やす。
技術普及力を高める	▪ 先端省エネ技術産業化、省エネ技術の改造、省エネ製品の応用工程、都市污水ゴミ処理関連施設の建設、排煙脱硫脱硝、クリーン生産、重金属汚染処理等の重点工程建設を支持する。 ▪ 契約エネルギー管理、特許経営等の新しいメカニズムを普及させる。
政策メカニズムを整備する	▪ 石炭、電気、油、ガス、水、鉱産物等の資源類製品価格関係を正常化し、差別的電気料金、懲罰的電気料金及び脱硫電気料金を厳格に遂行する。 ▪ 資源税を全面的に改革し、環境税の徴収を検討し、生態系補償メカニズムを構築し、二酸化炭素排出取引市場を徐々に構築し、インセンティブ方式での経済政策をより多く採用する。
エコ消費を牽引する	▪ レジ袋等の使い捨て製品の使用削減を提唱し、過剰な包装を抑制する。 ▪ 省エネ節水の認証製品、エコマーク製品及びリサイクル製品の使用を奨励する。

其他	▪ 依法节能。 ▪ 强化目标责任。加强评价考核，实行严格的责任制和问责制。节能减排指标可能落实到一些具体的企业和单位。
----	--

(摘自中国政府网；2010 年 11 月 24 日发布)

その他	▪ 法に照らした省エネを実施する。 ▪ 目標責任を強化する。評価審査を強化し、厳格な責任負担制と責任追及制を実施する。省エネ排出削減指数を一部の具体的な企業及び組織に実施させる。
-----	--

(2010 年 11 月 24 日付の中国政府ウェブサイトより抜粋)

● 《产品质量国家监督抽查管理办法》、《特种设备作业人员监督管理办法》公开征求意见

日前，国家质量监督检验检疫总局发布《[产品质量国家监督抽查管理办法（征求意见稿）](#)》、《[特种设备作业人员监督管理办法（征求意见稿）](#)》，并公开征求意见（截止日期为 2010 年 11 月 30 日）。

产品质量国家监督抽查，是指质量技术监督部门为监督产品质量，依法对在中国境内生产、销售的产品进行有计划的随机抽样、检验，并对抽查结果公布和处理的活动。

特种设备作业人员，是指锅炉、压力容器（含气瓶）、压力管道、电梯、起重机械、客运索道、大型游乐设施、场（厂）内专用机动车辆等特种设备的作业人员及其相关管理人员。

(摘自国家质量监督检验检疫总局网站；里兆律师事务所 2010 年 11 月 26 日整理编写)

● 「製品品質国家監督抜打検査管理弁法」、「特殊設備作業員監督管理弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、国家品質監督検査検疫総局は、[「製品品質国家監督抜打検査管理弁法\(意見募集案\)」](#)、[「特殊設備作業員監督管理弁法\(意見募集案\)」](#)を公表し、パブリックコメントを募集している(募集締切日は 2010 年 11 月 30 日)。

製品品質国家抜打検査とは、製品技術監督部門が製品の品質を監督するため、法に照らして中国国内で生産し、販売される製品に対して、計画的に無作為な抜打ち検査を実施し、検査結果を公表し処理する活動をいうものである。

特殊設備作業員とは、ボイラー、圧力容器(シリンダーを含む)、圧力パイプ、エレベーター、クレーン設備、旅客運搬用ロープウエー、大型遊戯設備、場(工場)内専用のエンジン付車両等の特殊設備の作業員及びその関係する管理者をいう。

(国家品質監督検査検疫総局ウェブサイトより抜粋し、里兆法律事務所が 2010 年 11 月 26 日付で作成)

● 中国大陆与台湾之间进出口货物将获关税减免

《海峡两岸经济合作框架协议》(ECFA; [中文版](#)、[英文版](#)、[中文简介](#))已于 2010 年 09 月 12 日生效。其中“早期收获产品清单”将于 2011 年 01 月 01 日起付诸实施，届时列入清单的约 800 项产品将逐步降关税，三年内全部降为零。

(摘自《深圳商报》；2010 年 11 月 19 日发布)

● 台湾輸出入貨物は関税の減免を受ける

「兩岸經濟協力枠組協定」(ECFA. [中文版](#)、[英文版](#)、[中文概要](#))は、2010 年 9 月 12 日から既に発効している。そのうち、「早期收穫製品リスト」は、2011 年 1 月 1 日から実施され、その際、リストに記載される約 800 品目の製品は、関税が徐々に引き下げられ、3 年以内に全てゼロまで引き下げられる。

(2010 年 11 月 19 日付の「深セン商報」より抜粋)

● 日籍人员就工资薪金所得在中国缴纳个人所得税的若干问题

随着中日两国经济交往的日益密切，在中国境内居住、就业的日籍人员不断增加，日籍人员普遍关心其个人收入（主要是工资薪金所得）如何在中国境内缴纳个人所得税问题。在此，律师根据中国现行的相关法律规定，结合实务操作经验，对此问题简要做出如下介绍。

● 日本国籍保有者の給与報酬所得について中国で個人所得税を納付することの若干事項

日中両国の経済交流が日増しに頻繁になるにつれ、中国国内で居住し、就業する日本国籍保有者も増え続け、日本国籍保有者は皆、その個人の収入(主に給与報酬所得)を如何にして中国国内で個人所得税を納付するかという問題について関心を持っている。ここで、筆者は中国の現行の関係法律の規定に基づき、実務経験とあわせ、その問題について以下のとおり紹介する。

1. 日籍人員の納税申告

根据《个人所得税法》、《中华人民共和国个人所得税法实施条例》（以下简称“《个人所得税法实施条例》”）、《关于在中国境内无住所的个人取得工资薪金所得纳税义务问题的通知》（国税发[1994]148号；以下简称“148号文”）以及《避免双重征税协定》等有关法律、法规，日籍人员就工资薪金所得，应根据不同情况，确定是否需要向中国税务机关缴纳个人所得税，具体说明如下：

居住年限	中国境内所得		中国境外所得	
	境内雇主支付 (A)	境外雇主支付 (B)	境内雇主支付 (C)	境外雇主支付 (D)
有住所 ¹	应税	应税	应税	应税
无住所，连续居住超过5年 ² ，从第6年起	应税	应税	应税	应税
无住所，居住满1年不满5年	应税	应税	应税 ³	免税
无住所，连续或累计居住满183日但不满1年	应税 ⁴	应税	免税	免税
无住所，连续或累计居住不满183日	应税	免税 ⁵	免税	免税

- ※ 日籍人员在中国境内机构担任董事或高层管理人员所取得董事费、工资薪金的个人所得税缴纳，与上述表格确定的规则略有不同，对此，本文第5部分将予以详述。
- ※ 对日籍人员个人所得税的应纳税额，应根据《个人所得税法》、《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人执行税收协定和个人所得

1. 日本国籍保有者の納税申告

「个人所得税法」、「中华人民共和国个人所得税法实施条例」（以下「个人所得税法实施条例」という）、「中国国内に住所のない個人の取得した給与報酬所得の納税義務に関する通知」（国税発[1994]148号。以下「148号文」という）及び「日中租税協定」等の関係法令によると、日本国籍保有者は、給与報酬所得について、異なる状況ごとに、中国税務機関に個人所得税を納付する必要があるか否かを確定することになるが、具体的には以下のとおりである。

居住年数	中国国内所得		中国国外所得	
	国内雇用者による支払い (A)	国外雇用者による支払い (B)	国内雇用者による支払い (C)	国外雇用者による支払い (D)
住所がある ¹	課税	課税	課税	課税
住所はなく、連続する居住日数は5年 ² を超え、6年目から	課税	課税	課税	課税
住所はなく、居住日数は満1年以上、5年未満	課税	課税	課税 ³	免税
住所はなく、連続し又は累計する居住日数が満183日以上1年未満	課税 ⁴	課税	免税	免税
住所はなく、連続し又は累計する居住日数が183日未満	課税	免税 ⁵	免税	免税

- ※ 日本国籍保有者が中国国内で董事又は高級管理職者を務めて取得した董事費用、給与報酬の個人所得税の納付については、上表に確定した規則とは若干異なる。これについては、本文第5番目の部分にて詳細に説明する。
- ※ 日本国籍保有者の個人所得税の課税額は、「个人所得税法」、「中国国内に住所のない個人に

¹ 《个人所得税法实施条例》第2条规定，在中国境内有住所的个人，是指因户籍、家庭、经济利益关系而在中国境内习惯性居住的个人，而所谓“习惯性居住”，通常理解为个人在一地完成工作任务、一件事项或滞留一段时间后，必然要返回居住的场所。

¹ 「个人所得税法实施条例」第2条の規定によると、中国国内に住所のある個人とは、戸籍、家庭、経済利益関係により中国国内に習慣的に居住する個人をいい、いわゆる「習慣的居住」とは、通常、個人が1箇所で業務任務、ある事項を完成させ又は一定期間滞在した後で、居住のため必ず戻ってくる場所と理解する。

² 《财政部、国家税务总局关于在华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知》（财税字[1995]98号）第1条规定：“个人在中国境内居住满五年，是指个人在中国境内连续居住满五年，即在连续五年中的每一纳税年度内均居住满一年。”

² 「中国に住所のない個人は中国での居住期間満5年をどのように計算するかについての财政部、国家税务总局による通知」（财税字[1995]98号）第1条では、「個人が中国国内での居住期間満5年とは、個人は連続した5年におけるそれぞれの納税年度にいずれも満1年居住することをいう」と定められている。

³ 此处所称“应税”，是指临时离境（根据《个人所得税法实施条例》第3条第2款的规定，临时离境是指在一个纳税年度中一次不超过30日或者多次累计不超过90日的离境）期间的工资薪金所得，仅就中国境内雇主支付的部分纳税。

³ ここでいう「課税」とは、一時的な出国（「个人所得税法实施条例」第3条第2項の規定によると、一時的な出国とは、1納税年度中の1回につき30日を超えず又は複数回の累計日数が90日を超えない出国をいう）期間中の給与報酬所得について、中国国内の雇用者から支払われる部分についてだけ納税することをいう。

⁴ 在中国境内取得的境内外雇主支付的工资薪金，经主管税务机关批准，可以只就由中国境内雇主支付的部分纳税。

⁴ 中国国内で取得した国内外の雇用主から支払われる給与報酬について、主管税務機関の許可を受けた上で、中国国内の雇用主から支払われた部分についてだけ納税することができる。

⁵ 如果是境外雇主支付但由境内雇主负担的工资薪金，则应纳税。

⁵ 国外の雇用主から支払われたが、国内の雇用主が負担する給与報酬の場合、課税となる。

税法若干问题的通知》(国税发[2004]97 号)等法律、法规确定的税率、公式计算缴纳。

対し租税協定及び個人所得税法を執行することの若干事項についての国家税務総局による通知」(国税発[2004]97 号)等の法令にて確定された税率、公式に基づき、計算し納付することになる。

2. 日籍人員の個人所得税納税方式

根据《个人所得税法》、《个人所得税法实施条例》及《个人所得税自行纳税申报办法(试行)》(以下简称“《申报办法》”)第 2 条⁶的规定,日籍人員の個人所得税,应按照如下方式缴纳:

日籍人員の 应税工资薪金所 得支付机构	納税方式
由境内雇主 支付的	境内雇主代扣代缴个人所得稅。
由境外雇主 支付(或取得 应税工资薪金 所得没有扣缴 义务人)的	日籍人員依照《申报办法》 的相关规定自行申报繳納 《申报办法》第 24 条规定, 日籍人員可以委托有税务 代理資质的中介机构或者 他人代为办理納稅申報。

需要特别说明的是,取得的工资薪金所得是由境外雇主支付并且不是由中国境内雇主实际负担的日籍人員,根据 148 号文的有关规定:

- 如事先可预定在一个納稅年度中连续或累计居住超过 183 日的,应依照《个人所得税法》及有关规定按月納稅;
- 如事先不能预定在中国境内连续或累计居住超过 183 日的,可以待达到 183 日后的次月 7 日内,就其以前月份应納的稅款一并申報納稅。之后,应依照《个人所得税法》及有关规定按月納稅。

3. 日籍人員個人所得税自行申報納稅的申報地點

根据《申报办法》第 11 条第(二)項的规定,需要自行申報納稅的日籍人員因无中国戶籍,自行申報納稅时,应向中国境内经常居住地主管稅務机关申報。此处所称“经常居住地”,根据《申报办法》第 14 条的规定,是指納稅人离开戶籍所在地最后连续居住一年以上的地方。

2. 日本國籍保有者の個人所得税納税方式

「個人所得税法」、「個人所得税法实施条例」及び「個人所得税納稅自己申告弁法(試行)」(以下「申告弁法」という)第 2 条⁶の規定によると、日本國籍保有者の個人所得税は、以下の方式に基づき納付することになる。

日本國籍保有者の 課稅給与報酬 所得支払い機関	納税方式
国内の雇用主 が支払う場合	国内の雇用主が個人所得税 を源泉徴収する。
国外の雇用主 が支払う(又は 取得した課稅 給与報酬所得 に源泉徴収義 務者がいない) 場合	日本國籍保有者が「申告弁 法」の關係規定に照らして、 納稅を自己申告する。 「申告弁法」第 24 条では、日 本國籍保有者は稅務代理資 格を有する仲介機関又は他 人に納稅申告の代理を依頼 することができると定めている。

特に説明が必要なこととして、取得した給与報酬所得が国外の雇用主から支払われ、且つ中国国内の雇用主が実際に負担しているのではない日本國籍保有者については、148 号文の關係規定によると以下のとおりである。

- 1 納稅年度中に連続し又は累計する居住日数が 183 日を超えることが事前に予測できる場合、「個人所得税法」及び關係規定に照らして、月ごとに納稅する。
- 中国国内に連続し又は累計して 183 日を超えて居住することが事前に予測できない場合、183 日に達した後の翌月 7 日までに、以前の月の課稅額についてあわせて納稅申告することができる。その後は、「個人所得税法」及び關係規定に照らして月ごとに納稅を行うことになる。

3. 日本國籍保有者の個人所得税自己申告場所

「申告弁法」第 11 条第(二)項の規定によると、納稅自己申告を行う必要のある日本國籍保有者に中国の戶籍がなく、独自に納稅申告を行う場合、中国国内での經常居住地の主管稅務機關に申告を行うことになる。ここでいう「經常居住地」は、「申告弁法」第 14 条の規定によると、納稅者が戶籍所在地を離れてから最後に 1 年以上連続して居住した場所をいう。

⁶ 《申报办法》第 2 条规定:“凡依据个人所得税法负有納稅義務的納稅人,有下列情形之一的,应当按照本辦法的规定辦理納稅申報:(一)年所得 12 萬元以上的;(二)从中国境内两处或者两处以上取得工资、薪金所得的;(三)从中国境外取得所得的;(四)取得應稅所得,没有扣繳義務人的;(五)国务院规定的其他情形。”

⁶ 「申告弁法」第 2 条では次のように定めている。「個人所得税法に照らし納稅義務のある納稅者が、次に掲げる状況のいずれかに適合する場合、本弁法の規定に基づき、納稅申告を行うものとする。(一)年間の所得が 12 萬元以上である。(二)中国国内の二箇所又は二箇所以上から給与、報酬取得を取得している。(三)中国国外から所得を取得している。(四)課稅所得を取得し、源泉徴収義務者がいない。(五)國務院が定めるその他の状況。」

值得注意的是,《个人所得税自行纳税申报办法》并未对无“经常居住地”纳税人(在某地连续居住未满一年的)如何确定申报纳税地点的问题做出明确规定。对此,律师认为,应在日籍人员最长逗留地(可以是居住地,如宾馆;也可以是工作地,如日籍人员所在地法人营业地等)税务部门申报纳税。另外,根据《申报办法》第12条的规定,一旦选择在一地申报纳税,之后不应任意改变申报纳税地点,如需变更须报原主管税务机关备案。

4. 日籍人员在中国期间出差补贴的个人所得税缴纳

对于出差补贴,根据《国家税务总局关于外籍个人取得有关补贴征免个人所得税执行问题的通知》(国税发[1997]54号)第3条的规定:“对外籍个人按合理标准取得的境内、外出差补贴免征个人所得税,应由纳税人提供出差的交通费、住宿费凭证(复印件)或企业安排出差的有关计划,由主管税务机关确认免税。”但何为“合理标准”,相关法律法规并无明确规定,对此,根据律师经验,税务机关通常按照如下方式处理:

出差补贴实行实报实销的	根据相应凭证认定出差补贴,不涉及出差补贴是否符合“合理标准”的判断问题。
出差补贴不实行实报实销的	除非出差补贴畸高(是否属于“畸高”由主管税务机关结合收入、行业等因素进行判断),否则,通常会认定出差补贴符合“合理标准”。

5. 担任董事或高层管理职务的日籍人员工资薪金的个人所得税缴纳

根据148号文第5条的规定,担任中国境内企业董事⁷或高层管理职务、且在中国境内无住所的日籍人员,应按下述规则缴纳个人所得税。又根据《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人计算缴纳个人所得税若干具体问题的通知》(国税函[1995]第125号)第3条的规定,所谓高层管理职务,是指公司正、副(总)经理、各职能总师、总监及其他类似公司管理层的职务。⁸

注意すべき点としては、「個人所得税納税自己申告弁法」は、「經常居住地」のない納税者(ある場所に連続して居住する日数が1年未満)について如何にして納税申告場所を確定するかについては明確に定めていない。この点について、筆者の認識では、日本国籍保有者の最長滞在期間の地(ホテルなどの居住先でも、日本国籍保有者の現地法人営業場所等の就業先でもよい)の税務部門に納税を申告すべきだと思われる。また、「申告弁法」第12条の規定によると、ある場所で納税を申告することにした後は、納税申告場所を任意に変更してはならず、変更の必要がある場合には、原主管税務機関に届出を行わなければならない。

4. 日本国籍保有者の中国滞在期間中の出張手当についての個人所得税納付

出張手当について、「外国籍個人が取得する手当の個人所得税免除についての国家税務総局による通知」(国税発[1997]54号)第3条では、「外国籍個人が合理的基準にて取得した国内、国外の出張手当について、個人所得税を免除する場合、納税者は、出張の交通費、宿泊費証憑(写し)又は企業が出張を手配したことの計画を提供し、主管税務機関より免税を確認する。」と定められているが、何をもち「合理的基準」とするのか、関係法令では明確には規定されておらず、この点について、筆者の経験に基づくと、税務機関は通常、以下の方式により取扱うと考えられる。

出張手当が発生額に応じて経費処理する場合	関係証憑に基づき出張手当を認定するので、出張手当が「合理的基準」に適合するかどうかといった判断は行われない。
出張手当が発生額に応じて経費処理するものでない場合	出張手当が高すぎない限り(「高すぎ」かどうかは、主管税務機関が、収入、業種等の要素を勘案し判断する)、通常、出張手当は「合理的基準」に適合すると認定される。

5. 董事又は高級管理職を務める日本国籍保有者の給与報酬についての個人所得税納付

148号文第5条の規定によると、中国国内の企業の董事⁷又は高級管理職を務め、且つ中国国内に住所のない日本国籍保有者は、以下の規則に基づき個人所得税を納付しなければならない。また、「中国国内に住所のない個人の個人所得税計算納付の若干の具体的事項についての国家税務総局による通知」(国税函[1995]第125号)第3条の規定によると、いわゆる高級管理職とは、会社の正、副(総)經理、各職能の総師、總監及びその他類似する会社管理職の役職をいう。⁸

⁷ 包括名义上不担任董事、但实际上享有董事权益或履行董事职责的情形。

⁷ 名义上是董事を務めないが、実際には董事の權益を有し、又は董事の職責を履行するといった状況も含まれる。

⁸ 根据中国《公司法》第118条第4款规定,董事、高级管理人员不得兼任监事。因此,由日方委派、在中国担任监事的日籍人员,通常应按照一般日籍人员,缴纳个人所得税。

⁸ 中国「会社法」第118条第4項の規定によると、董事、高級管理職者は、監事を兼任してはならない。したがって、日方が任命派遣し、中国で監事を務める日本国籍保有者は、通常、一般の日本国籍保有者として、個人所得税を納付することになる。

董事费或工资薪金由中国境内企业支付的	自担任该中国境内企业董事或高层管理职务起，至解除上述职务止的期间，不论是否在中国境外履行职务，该外籍人员均应申报缴纳个人所得税。
董事费或工资薪金由中国境外企业支付	外籍人员应根据本文第 1 部分确定的规则缴纳个人所得税。

- ※ 在中国境内无住所的外籍人员担任中国境内企业的董事或高层管理人员，同时兼任中国境内、外的职务，其从中国境内、外收取的当月全部报酬不能合理地归属为境内或境外工作报酬的，应根据《关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复》（国税函[2007]946 号）及有关规定，计算缴纳个人所得税。
- ※ 如果外籍人员仅在境内机构担任董事，而不担任其他职务的，对于董事费，通常，按照劳务报酬计算缴纳个人所得税；外籍人员在境内机构担任董事并担任其他职务的，通常，将董事费与工资薪金合并计算缴纳个人所得税。

外籍人员就工资薪金所得在中国缴纳个人所得税的问题涉及众多法律法规，情况较为复杂，限于篇幅，律师无法予以全面的介绍和解读。此外，律师认为，实务操作中，不同的主管税务机关可能会有不同的理解和做法，因此，建议外籍人员在判断、计算、缴纳个人所得税时，与主管税务机关就相关问题进行充分的沟通。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容。

《个人所得税法》

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7525808.html>

《个人所得税法实施条例》

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7515970.html>

《中华人民共和国政府和日本国政府关于对所得避免双重征税和防止偷漏税的协定》

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n481009/n1017048.files/n5350642.pdf>

《个人所得税自行纳税申报办法（试行）》

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/3854715.html>

《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人取得工资薪金所得纳税义务问题的通知》（国税发[1994]148 号）

董事費用又は給与報酬が中国国内企業から支払われる場合	当該中国国内企業の董事又は高級管理職を務めてから、上述の役職が終了するまでの期間は、中国国外で職務を履行するかどうかにかかわらず、当該日本国籍保有者はいずれも個人所得税を申告し納付しなければならない。
董事費用又は給与報酬が中国国外企業から支払われる場合	日本国籍保有者は、本文第 1 部分にて確定した規則に基づき個人所得税を納付しなければならない。

- ※ 中国国内に住所のない日本国籍保有者が中国国内企業の董事又は高級管理職を務め、同時に中国国内外の役職を兼任する場合、その者が中国国内外から取得した当月のすべての報酬を合理的に国内又は国外の業務報酬に帰属させることができないときは、「中国国内で董事又は高級管理職を務める住所のない個人の個人所得税計算適用公式に関する国家税務総局による回答」（国税函[2007]946 号）及び関係規定に基づき、個人所得税を計算し納付しなければならない。
- ※ 日本国籍保有者が国内機関で董事を務めるだけであり、その他役職を務めない場合、董事費用については、通常、労務報酬として個人所得税を計算し納付し、日本国籍保有者が国内機関で董事を務め且つその他役職も務める場合、通常、董事費用と給与報酬を合算して個人所得税を計算し納付する。

日本国籍保有者が給与報酬所得について中国で個人所得税を納付する問題は多岐の法令に関連し、状況が複雑であるが、紙面の関係上、筆者はこれを全面的に紹介し解説することはできないが、筆者の認識では、実務取扱いにおいて、異なる主管税務機関ごとに異なった認識と手法があると思われることから、日本国籍保有者が個人所得税について判断し、計算し、納税するには、主管税務機関と関係事項について十分に確認を行っておくのがよい。

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「个人所得税法」

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7525808.html>

「个人所得税法实施条例」

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7515970.html>

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府と日本国政府との間の協定」

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n481009/n1017048.files/n5350642.pdf>

「个人所得税納税自己申告弁法（試行）」

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/3854715.html>

「中国国内に住所のない個人の取得した給与報酬所

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998481.html>

《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人计算缴纳个人所得税若干具体问题的通知》(国税函发[1995]第 125 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/999681.html>

《财政部、国家税务总局关于在华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知》(财税字[1995] 98 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998471.html>

《国家税务总局关于外籍个人取得有关补贴征免个人所得税执行问题的通知》(国税发[1997] 54 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480949/n644781/1013461.html>

《国家税务总局关于在中国境内无住所的个人执行税收协定和个人所得税法若干问题的通知》(国税发[2004]97 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/1003069.html>

《国家税务总局关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复》(国税函[2007]946 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/6784628.html>

《国家税务总局关于明确个人所得税若干政策执行问题的通知(国税发[2009]121 号)》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9242512.html>

(里兆律师事务所 2010 年 11 月 26 日整理编写)

得の納税義務に関する国家税務総局による通知」(国税発[1994]148 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998481.html>

「中国国内に住所のない個人の個人所得稅計算納付の若干の具体的事項についての国家税務総局による通知」(国税函発[1995]第 125 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/999681.html>

「中国に住所のない個人は中国での居住期間満 5 年をどのように計算するかについての財政部、国家税務総局による通知」(财税字[1995]98 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998471.html>

「外国籍個人が取得する手当の個人所得稅免除についての国家税務総局による通知」(国税発[1997]54 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480949/n644781/1013461.html>

「中国国内に住所のない個人に対し租稅協定及び個人所得稅法を執行することの若干事項についての国家税務総局による通知」(国税発[2004]97 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/1003069.html>

「中国国内で董事又は高級管理職を務める住所のない個人の個人所得稅計算適用公式に関する国家税務総局による回答」(国税函[2007]946 号)

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/6784628.html>

「個人所得稅の若干の政策執行事項を明確にすることについての国家税務総局による通知(国税発[2009]121 号)」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9242512.html>

(里兆法律事務所が 2010 年 11 月 26 日付で作成)